

徹底検証

「裏献金」→「秘書の犯罪」→「政治とカネ」→「検察批判」→「法整備の問題」——おひおひ、自らの反省はゼロですか？

# 小沢裁判報道の醜悪な変わり身

急転直下の解散は大新聞

にとつては好都合だった。  
小沢一郎氏の無罪判決を、  
大きく取り上げなくて済ん  
だからだ。自らの過ちを一  
切検証しようとしていない彼ら  
に代わって、大新聞社説の  
「人物破壊」の変遷をきちんと  
総括しておく必要がある。

政権交代前の09年3月の

制約されてきた。

元秘書逮捕以来、各紙は政  
治倫理審査会での起訴議決、  
強制起訴など検察捜査の進  
展を1面トップで大きく報  
じ、そのたびに小沢氏は民  
主党代表を辞任、政権交代  
後に幹事長に復帰してもま  
た辞任、強制起訴後は党員  
資格停止処分と政治活動を

は当然である。

しかし、大新聞は国民を  
ミスリードした報道の責任  
について完全に頬被りした。  
(報道機関は)どう総括する  
のか。捜査機関側の一方的  
な発言をあれだけやつたら、  
國民が有罪の心証を抱くの  
は間違いない」と報道のあ  
りかたを厳しく指弾したの

読売の判決翌日(11月13日)  
の社説は典型的な自己正当  
化の論理だった。  
(公開の法廷で解明を求め  
た検察審の判断には、もつ

ともな面があった。政治資  
金疑惑に対し、小沢氏が合  
理的な説明をしなかつたた  
めだ)

小沢氏 2審も無罪  
一部故意認めず

東京高裁

まるで小沢氏が説明責任を果たさなかったのが悪いような書きぶりだが、小沢氏は一貫して「秘書から報告を受けてはいない」と疑惑を否定する説明を行ない、控訴審判決では一審に続いて小沢氏の主張が認められた。さらに高裁は一審有罪判決（控訴中）を受けた元秘書たちも政治資金団体の会計処理について違法性の認識がなかつた可能性まで指摘したのである。

そこで読売社説は検察に全面的に責任をかぶせた。「今回の裁判で、批判されべきは、検察審に虚偽の捜査報告書を提出し、起訴議決に疑念を抱かせた検察である。（中略）検察は猛省しなければならない」

別掲の表を見れば、大新聞が社説で、「説明責任」「道義的責任」「刑事責任」など局面上によつてさまざまに「責任」で小沢氏を責め立ててきたことがわかる。それもこれも、検察からリークされた捜査情報を垂れ流してきただが、最後になつて「検察の責任」とは、

リーグした検察官も浮かばれないだろう。

責任転嫁は他紙も同様だ。

朝日は「刑事責任の有無をはなれ、事件は『政治と力ネ』をめぐる多くの疑問や不信を招いた」へ事件につづて、「秘書に任せていた」「法律の知識がなかつた」ですんでしまう制度の不備と「政治とカネ」や「法制

度の不備」という判決外の問題にすり替えていた。

日本政治の研究で名高いオランダ人学者のカレル・ヴァン・ウォルフレン・アムステルダム大学教授は、早くからこの事件は検察、

授は、控訴審判決について「It's sad (悲しい話だ)」とため息をつき、本誌取材に理由をこう語った。

が再び政治の中心に戻り、官僚政治を打破するキーマンとなり得るのかどうか、正直わからない」

二審無罪判決を受けて、朝日は「裁判闘争、政治力そぐく、読売は「復権は険しい道のり」と書いた。「政治力をそぎ、復権を陥しくさせた」のはいつたい誰なのか。その答えを紙面に載せるべきだろう。

## 小沢氏への「人物破壊報道」の変遷

2009年3月3日  
大久保隆規・元  
秘書が西松建設  
事件で逮捕



「（小沢氏は）多額の政治献金の背景について『詮索しない』と語るなど説明は説得力を欠き、疑惑を払拭したとは言えない。（中略）小口献金ならともかく、金額の多さを考えた場合にあまりに不自然ではないか」（3月5日付）

3月24日  
大久保元秘書が  
起訴



「検察当局は事件について『政治資金の実態を偽ることは国民の政治的判断を歪める。悪質な事案で看過できない』と強調する」（3月25日付）

5月11日  
小沢氏が民主党  
代表を辞任



「『政治とカネ』に関する説明責任を果たさないまま、遅きに失した退場と言えよう」（5月12日付）

6月19日  
西松建設事件の  
初公判



「検察側は（中略）小沢代表代行の事務所が大きな影響力を持っており、献金はその見返りを期待してのものだったという『犯罪の構図』を提示した。無理な論証という印象ではない」（6月20日付）

2010年1月13日  
小沢事務所への  
家宅捜索



「検察は中堅ゼネコンの元幹部から（中略）小沢氏側に現金5000万円を渡したとの供述を得ている。この裏献金が裏付けられれば、その時期からみて土地購入と絡んでいた可能性も出てこよう」（1月15日付）

2月4日  
小沢氏の不起訴  
が決定



「検察当局が小沢氏の違法行為を立証できず、『秘書の犯罪』を問うにとどまつたのはきわめて残念である」（2月5日付）

8月26日  
小沢氏、民主党代  
表選に出馬



「仮定の話になるが、『小沢首相』が起訴されたとき、（中略）私たち日本国民は裁判が終わるまで『被告席に立つ首相』をいただき続けることになる。そのような首相が諸外国とどうやって首脳外交を展開するのか」（9月4日付）

10月4日  
検察審査会の議  
決で小沢氏、強  
制起訴へ



「これまでの政治的かつ道義的責任に加え、刑事責任も問われる。（中略）今こそ自ら進んで責任を認め、潔く議員辞職し、政治生活にピリオドを打つべきだろう」（10月5日付）

2012年3月19日  
小沢裁判、調書  
却下などの末に  
結審



「検察の失態と今回の公判の意義は区別して考えたい。（中略）法廷での元代表の発言などを通じ、改めて国会の場での説明責任の必要性が示された」（3月20日付）

4月26日  
小沢氏、一審無  
罪



「有罪か無罪か、まさに紙一重の差つことがうかがえる。（中略）刑事責任は認定されなかつたが、小沢氏に元秘書への監督責任があるのは当然だ」（4月27日付）

11月12日  
小沢氏、二審無  
罪



「今回の裁判で、批判されるべきは、検察審に虚偽の捜査報告書を提出し、起訴議決に疑念を抱かせた検察である。（中略）検察は猛省しなければならない」（11月13日付）